

# 参加資格審査申請について

## ～ 建設工事・設計業務等 ～

令和3・4年度の建設工事・設計業務等に係る競争入札参加資格審査申請については、次により手続きを行ってください。

### ◎競争入札参加資格審査申請の時期及び方法

1. 審査基準日 令和3年1月1日
2. 資格の有効期限 令和3年4月1日から令和5年3月31日 の2年間です。
3. 受付期間 期間：令和3年1月12日（火）から令和3年1月29日（金）  
（ただし、町外業者は1月22日（金）まで（必着））  
場所：日高町役場 技術審議室 技術審議室グループ  
【午前】9時～12時 【午後】1時～5時（土曜日・日曜日・祝日は除く）
4. 資格の種類毎の要件
  - (1)建設工事を申請する方
    - ①建設業の許可を受けてから、審査基準日現在において引き続き2年以上その営業を営んでいること。
    - ②工事種別に対応する業種について、建設業法に基づく経営事項審査を受けていること。  
（工事種別に対する完成工事高があること。）
  - (2)設計業務等を申請する方
    - ①審査基準日において、引き続き1年以上その資格に関する事業を営んでいること。  
（直前1年前に事業高（営業実績）があること。）
    - ②個人の場合は、従業員3人以上であること。
5. 申請書の提出について
  - (1)申請は、建設工事、設計業務等とも、市町村統一様式（（社）北海道土木協会発行）を使用してください。記載方法は、「申請の手引き」を参照してください。
  - (2)添付書類（各種証明書類はコピー可）
    - ・納税証明書（国税、道税、市町村税）※市町村税について、町外業者は本社所在地分
    - ・印鑑証明書
    - ・暴力団員又は暴力団関係事業者該当しない旨の誓約書  
※日高町のホームページからダウンロードしてください。
    - ・役員名簿 ※日高町のホームページからダウンロードしてください。
    - ・工事（事業）経歴書（様式-3）
    - ・直近1年分の決算書（設計業務等を申請される方）
    - ・日高町内の業者の方は、技術職員として勤務されている方についても、技術者名簿に記載してください。（別葉でも可）
6. 提出方法
  - (1)競争入札参加資格審査を希望される方は、上記受付期間までに下記により提出してください。  
町内業者：持参又は郵送（持参された場合は、受付のみ行い、審査は後日行います。）  
町外業者：郵送のみ
  - (2)封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と記載してください。
  - (3)郵送にて提出され、受領票等の返信を希望される場合は、返信用封筒に応分の切手を貼付し、申請書に同封してください。  
（郵送の提出先）〒059-2192 北海道沙流郡日高町門別本町210-1  
日高町役場 技術審議室 技術審議室グループ
7. その他
  - (1)申請内容で不明な点等がございましたらお問い合わせ願います。  
・お問い合わせ先 日高町役場 技術審議室 技術審議室グループ 電話 01456-2-6186
  - (2)日高門別土地改良区への競争入札参加資格審査申請については、上記日高町の手続き方法に従い、宛名を「日高門別土地改良区 理事長 大鷹千秋」としてください。  
・お問い合わせ先 日高町役場 建設課 開発・土地改良グループ 電話 01456-2-5116

# 令和3・4年度 競争入札

## ～ 物品・役務等 ～

この申請手続きは、令和3年度及び4年度において日高町が発注する物品の売買、物品の賃貸借、製造の請負及び役務の提供に係る競争入札に参加を希望する方について、あらかじめ資格の有無を審査するものです。

資格審査の結果、資格者になりますと令和3年度及び4年度の競争入札参加資格者名簿に登録されます。

(資格を有することにより自動的に、又は直ちに発注があるということではありません。)

登録を希望される方は、次により手続きを行ってください。

- 1. 審査基準日** 令和3年1月1日
- 2. 資格の有効期間** 令和3年4月1日から令和5年3月31日 の2年間です。
- 3. 受付期間** 令和3年1月12日(火)から令和3年1月29日(金)まで  
【午前】9時～12時 【午後】1時～5時 (土曜日・日曜日・祝日は除く。)  
※ただし、町外業者は1月22日(金)まで必着(町外業者は郵送のみ)
- 4. 受付窓口** 日高町役場 管財建築課 財産管理グループ  
日高総合支所 地域経済課 施設管理グループ  
(郵送の提出先) 〒059-2192 北海道沙流郡日高町門別本町210-1  
日高町役場 管財建築課 財産管理グループ
- 5. 登録品目** 指定品目分類表の中分類から10品目以内  
※入札を辞退する件数が多いので、営業内容等を十分検討し、希望品目を選択してください。
- 6. 資格要件** 競争入札参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしているものとします。
  - (1) 地方自治法施行令(以下「政令」という。)第167条の4第1項各号の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
  - (2) 政令第167条の4第2項(不正行為等)の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
  - (3) 日高町暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年町条例第22号)第2条第1項第1号～第3号に規定するものでないこと。
  - (4) 令和3年1月1日現在において、引き続きその事業を営んでいること。
  - (5) 市区町村税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。
  - (6) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものについては、当該許可、認定、登録等を有していること。
  - (7) 営業に関し、法令の規定に基づく有資格者を必要とするものについては、当該有資格者が従業員の中にいること。
  - (8) 営業に関し、機械器具施設を必要とするものについては、当該機械器具設備を有すること。
- 7. 提出書類等** 物品購入等競争入札参加資格審査申請書(町指定様式)及び添付書類様式及び「申請の手引き」については、受付窓口で1月から配布、又は日高町のホームページからダウンロードしてください。
- 8. 審査結果の通知** 申請者に対する資格の有無は、「物品購入等競争入札参加資格審査に基づく指定業者名簿登載通知書」により通知します。
- 9. その他** 不明な点については、下記までお問い合わせください。  
日高町役場 管財建築課 財産管理グループ 電話 01456- 2-6187  
日高総合支所 地域経済課 施設管理グループ 電話 01457- 6-2084